

事業承継を考える

会社たたむの
ちょっとまった!



Be a Great Small.
中小機構
中小企業基盤整備機構沖縄事務所

沖縄県

内閣府
～美ら島の未来を拓く～内閣府沖縄総合事務局

沖縄県
事業承継・引継ぎ支援センター
沖縄県事業承継・引継ぎ支援センター

テーマ

「新型コロナウイルス感染症が沖縄の事業承継にどのような影響を与えたのか？」 打田委千弘(愛知大学経済学部・教授)

新型コロナウイルス感染症の再拡大が、県内経済に大きな影を落としています。日本銀行那覇支店が10月1日に発表した9月の県内企業短期経済観測調査(短観)は、業況が「良い」とした企業の割合から「悪い」とした企業の割合を引いた全産業の業況判断指数(DI)がマイナス26となりました。前期比9ポイント悪化し、全国(全産業:マイナス2)と比べても厳しい状況が続いています。

業種別に見ると、製造業はマイナス28、非製造業はマイナス25となっています。特に厳しい業種が宿泊・飲食サービス(マイナス70)、対個人サービス(マイナス67)、小売(マイナス62)となり、観光関連産業の厳しさは続いています。先行きは若干の改善傾向を示していますが、5月下旬から4ヶ月にもわたる緊急事態宣言によって夏場の書き入れ時にも売上が伸びず、緊急事態宣言が解除された10月以降が正念場となりそうです。観光関連産業が経済の中心である沖縄県では、コロナ禍の影響が長期にわたることで、中小企業の事業承継に対する影響も無視できなくなっています。

沖縄県では、近年(2000年以降)、倒産件数は低く抑えられていますが、休廃業・解散件数は上昇傾向となっています(以下の図を参照)。コロナ禍前のデータではありますが、休廃業・解散件数の増加要因の一つが後継者問題と考えられています。

今回、国や県、事業承継・引継ぎ支援センターなどと本研究プロジェクトは、県内企業に共同で事業承継に関するアンケート調査(2021年2～3月)を実施しました。その中では、年間売上高の水準

(2019年)が「1000万円未満」の企業の26.7%が、コロナ禍によって(年間売上高の)50%以上減少しており、「1000万円以上～3000万円未満」の36.4%の企業が20～50%減少しています。年間売上高の水準が低い(規模の小さい)企業ほど、コロナ禍の影響で売上が減少している傾向が見られます。

また、年間売上高減少の程度と後継者決定の変化の関係については、全体として、年間売上高が20%以上減少した企業で後継者の決定に大きな影響を受けています。具体的には、50%以上(年間売上高が)減少した企業の4分の1(25.0%)、20%以上(50%未満)減少した企業の約1割(12.2%)が後継者の決定に(有意な)影響を受けています。つまり、売上などコロナ禍の影響を強く受けている企業ほど、後継者決定に大きな影響を受けているのです。

沖縄振興開発金融公庫と事業承継に関する共同アンケート調査(2019年)では、廃業を考えている企業の理由として、後継者に関することが39.2%、業績等に関することが17.1%であることと考えあわせると、今後の沖縄県においては、休廃業・解散企業数が大幅に増えることも予想されます。県内企業はこれまで以上に、事業承継と真剣に向き合わなければならない局面となっています。

Profile



氏名:打田委千弘(うちだ いちひろ)

所属等:愛知大学経済学部 教授

研究内容:応用計量経済学、金融論等

著書等:『経済の常識が面白いほどわかる本』、中経出版、2007年5月
(小巻泰之先生と共著)

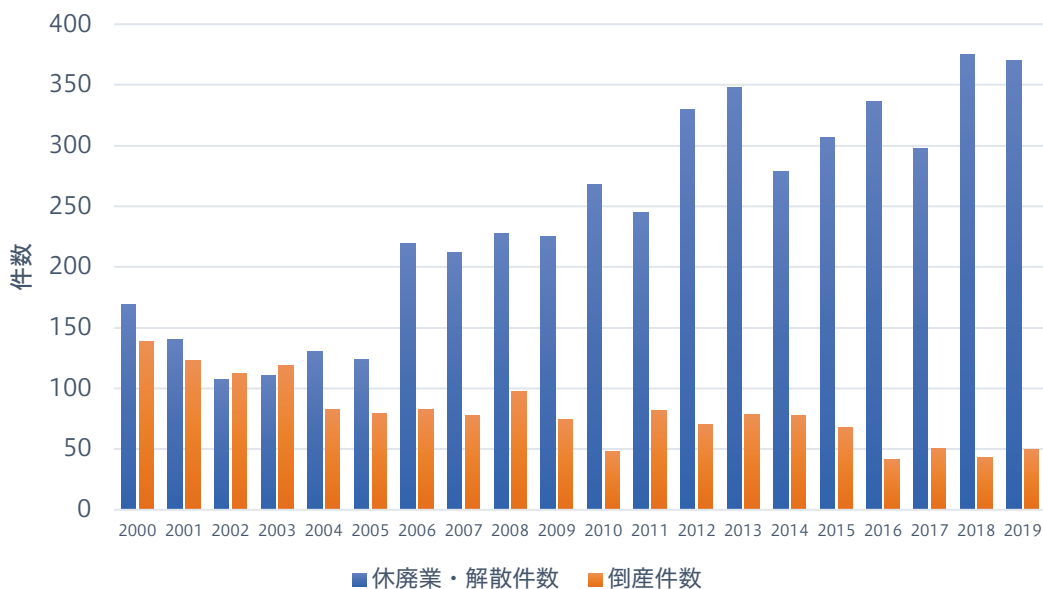
“Studying the Japanese and World Economies.”
Asahi Press 2006年4月、(栗原裕先生と共著)

執筆論文多数

沖縄の事業承継を研究することになった契機:

家族経済学に関する理論・実証分析を研究する対象として、家族関係や地域社会の関係性が十分に残っている沖縄(いわゆる「結」の精神)を対象とすることは、日本全体だけでなく東アジアの家族経済学の基礎となると考えたためです。事業承継は、家族関係だけでなく資産の移転や無形資産の継承など、企業経済学や組織の経済学など、大変興味深い課題が多いことが理解できるようになりました。

図 沖縄県内の休廃業・解散、倒産件数の推移
(東京商工リサーチ社『2019年「後継者不在率」調査』)



事業承継の事例

琉球銀行

琉球銀行は取引先との対話を通じ課題解決に至った事例として、令和3年3月に成立した有限会社久田緑化造園様と街クリーン株式会社様の「M&A(第三者承継)支援」を紹介する。

久田緑化造園は1955年に久田朝一社長の実父が創業し、2002年に法人化。県内公園施設や街路樹の植栽管理、個人庭園の設計・施工などを営んでいたが、近年後継者不在の課題を抱えていた。

街クリーンは沖縄県内で建物の解体及び産業廃棄物処理業を営み、SDGs及び循環型社会の構築を目指している。

久田緑化造園の久田社長は今年69歳になる。年を取ってからの承継に不安を持っており、親族内承継及び従業員承継を模索したが断念、琉球銀行に相談した。琉球銀行は、取引先との対話を通じ、「後継者不在」「SDGs及び循環型社会の構築を目指す」という双方の課題を把握。「M&A(第三者承継)による課題解決」を提案し、諸条件整備を含め提案からM&A成立迄5ヶ月程度と、大変円滑な事業承継を実現することが出来た。



OKINAWA KAIHO 海邦銀行

沖縄海邦銀行では国頭村でアダ・ガーデンホテルを運営する有限会社ダイナスティーハウジングのM&Aを支援した。当社のオーナー（当時。以下同じ）は高齢を理由に同ホテルのM&Aを検討しており、自然環境や地域の方々と良好な関係を保ちながら発展させていける県内事業者への引継ぎを希望しており、当行から株式会社フロンティアリゾート代表の中田謙二氏を紹介した。

中田氏が無給でホテルの設備や人員体制、予約システムの整備などの改革を精力的に行う姿にオーナーは「是非、中田氏へ任せて、アダ・ガーデンホテルが

新しく生まれ変わる姿を見てみたい」と思うようになり譲渡の意志が固まった。一方、中田氏も約1年間アダ・ガーデンホテルに住み込み、やんばるの森の持つポテンシャルや同ホテルの歴史に魅力を感じて引継ぎを決意した。

これらの経緯を経てM&Aが完了、本件では当行と商工中金、民間のSCOMファンドが協力してM&Aの手続きや資金調達、M&A後の経営支援を行っている。



沖縄銀行

沖縄銀行は沖縄県事業引継ぎ支援センター（当時。以下「支援センター」）との協業により、酒類小売の「ぎぼ酒店」（那覇市首里石嶺町）と酒類卸の南島酒販（西原町）の第三者事業承継（M&A）を支援した。ぎぼ酒店は、1982年に宜保代表（当時）が個人事業主として開業した。近隣飲食店や個人へ酒類全般を販売。約200社の取引先があり、年2億円を売り上げるなど黒字経営を続けていたが、代表の体調不良により事業承継を検討。支援センターに相談し、登録支援機関である沖縄銀行の紹介により南島酒販とのマッチングに至った。南

島酒販が、ぎぼ酒店の看板と従業員6人の雇用、取引先を引継いだ。ぎぼ酒店は従業員や取引先を守れるのに加え、南島酒販は経験豊富な人材の確保、売上増加、新たな販路拡大につながり、互いに相乗効果を上げることができた。

南島酒販の社長と細かな条件のすり合わせは、沖縄銀行を通して行われた。宜保前代表は無事事業承継を終えて「何もかもがよくなって感謝しかありません。私が以前から考えて、ついぞできなかった従業員の待遇や職場環境の改善を南島酒販さんに取り組んでもらっている」と話す。



コザ信用金庫

コザ信用金庫は沖縄県よろず支援拠点と連携し、うるま市具志川でトラック運送業を個人で営んでおられる丸平セルフの事業承継サポートを行った。具体的には営業店の担当者が事業承継に関するヒアリングを行ったところ、長男への承継を検討しているとのことだったが、「どこに（誰に）相談すればいいのかわからない」といった悩みを抱えていたため、経営に関し幅広い相談を行えるよろず支援拠点への相談を提案した。

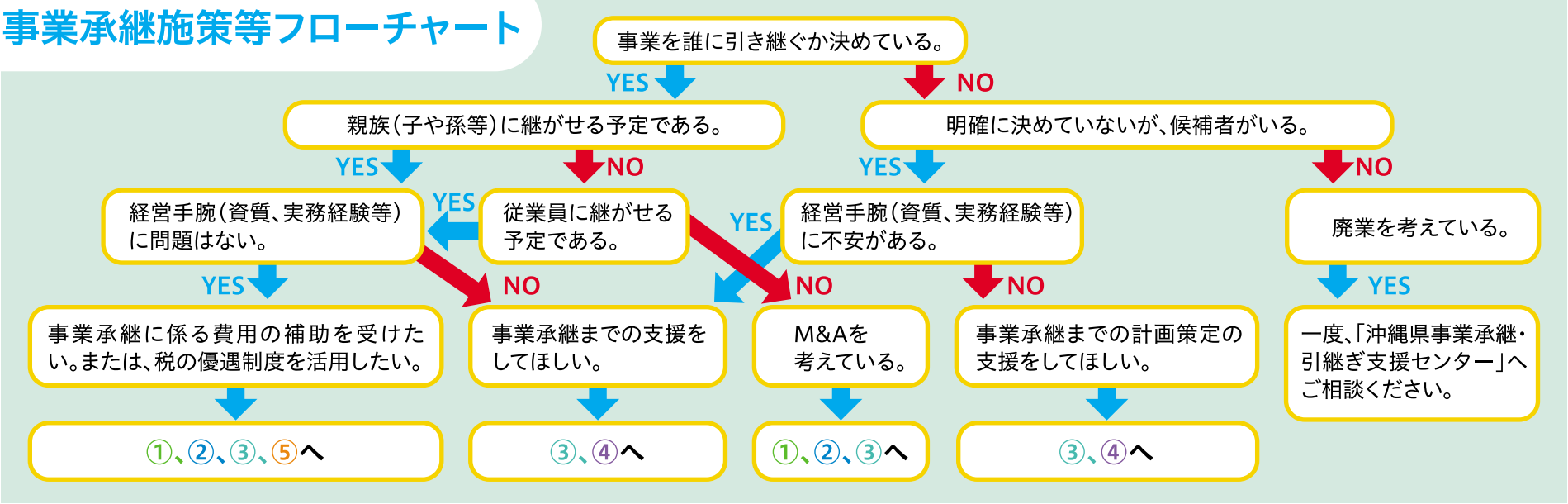
よろず支援拠点への相談には職員も同席し、許認可の承継や法人成りした場合の税金や社会保険の取扱いといった課題に対して、定期的な訪問等を継続しながらサポートを行った。その間約2年、丸平セルフ合同会社へ法人化した後に長男への事業承継を無事、終えることができた。

平良代表（現代表）は「金融機関が事業承継支援を行っているとは、全く知らなかった。事業承継を簡単に考えていた

部分もあったが、許認可の承継等、実際には複雑な手続きもあったので、寄り添っていただき非常に助かった」と笑顔で語られていた。



事業承継施策等フローチャート



①事業承継・引継ぎ補助金(国) 令和2年度 第3次補正予算

事業承継・引継ぎ補助金は、事業再編、事業統合を含む中小企業者等の事業承継・引継ぎを契機とする新たな取り組みや廃業に係る費用の一部を補助するとともに、事業再編、事業統合に伴う経営資源の引継ぎに要する経費の一部を補助する事業を行うことにより、新陳代謝を加速し、我が国経済の活性化を図ることを目的とします。

経営革新

<対象者>
事業承継、M&A(経営資源を引き継いで行う創業を含む。)を契機として、経営革新等に挑戦する中小企業・小規模事業者(個人事業主を含む。)

<類型>
I型(創業支援型)／II型(経営者交代型)／III型(M&A型)

<補助額>

類型	補助下限額	補助上限額	上乗せ額(廃業費用)
I型	100万円	400万円	+200万円
II型			
III型		800万円	

※補助額は、補助対象経費の3分の2以内

<対象経費>
設備投資費用、人件費、店舗・事務所の改築工事費用 等

専門家活用

<対象者>
M&Aにより経営資源を他者から引継ぐ、あるいは他者に引継ぐ予定の中小企業・小規模事業者(個人事業主を含む。)

<類型>
I型(買い手支援型)／II型(売り手支援型)

<補助額>

類型	補助下限額	補助上限額	上乗せ額(廃業費用)
I型	50万円	400万円	-
II型			+200万円

※補助額は、補助対象経費の3分の2以内

<対象経費>
M&A類型支援業者に支払う手数料、デューデリジェンスにかかる専門家費用 等

公募・申請受付期間(共通)

1次募集:2021年6月11日(金)～7月12日(月)18:00
2次募集:2021年7月13日(火)～8月13日(金)18:00

※受付終了※

2021 事業承継・引継ぎ補助金事務局HP



②事業承継推進事業補助金(沖縄県)

後継者不在の状況の改善を図るため、事業承継に要する経費の一部を補助することにより中小企業者及び小規模企業者並びに個人事業者の事業の継続と雇用の維持、技術を承継し、事業の承継を推進することで、世代交代を通じた持続的な県経済の活性化を図ることを目的としています。

対象者

・親族間承継又は第三者承継(M&A)に取組む県内に本社を有する中小企業、小規模企業者、個人事業主
※従業員承継は対象外
※第三者承継(M&A)の場合、補助対象事業者は売り手のみとなります。

補助内容

補助上限額	補助率	交付予定件数
50万円	2/3以内	50件

<対象経費>
謝金、委託費、外注費、マーケティング調査費、広告費、旅費、会場賃借料、システム利用料、材料費、知的財産権等関連経費、廃業費用、その他知事が必要と認める経費

公募・申請受付期間

第3回:2021年9月21日～2021年10月12日
第4回:2021年10月13日～2021年11月8日
第5回:2021年11月9日～2021年12月14日
※電子申請のみの受付
(申請手続きは県産業振興公社が支援)

お問い合わせ先

事業承継推進事業事務局
公益財団法人沖縄県産業公社 経営支援部 事業支援課
〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄1831番地1
(沖縄県産業支援センター4階)
TEL:098-859-6236
FAX:098-859-6233

③事業承継総合支援事業(国事業)

事業承継・引継ぎ支援センターを設置しており、同センターで事業承継に悩むすべての中小企業等を全力で支援しています。(詳細は、4面参照)

お問い合わせ先

沖縄県事業承継・引継ぎ支援センター
〒900-0015 沖縄県那覇市久茂地1丁目7番1号 琉球リース総合ビル5階(仮移転先)
TEL:098-941-1690



④小規模事業者等持続化支援事業(沖縄県事業)

沖縄県親族内承継を主として、沖縄県商工会連合会、那覇商工会議所にアドバイザーを置き、事業承継前の事業者に対する巡回指導を行うとともに、必要に応じて専門家を派遣して事業承継計画策定のサポート等も行います。また、事業承継や創業直後の事業者に対する支援も行います。※利用料はかかりません。無料となっております。

お問い合わせ先

○商工会地区及び宮古島商工会議所地区の方
沖縄県商工会連合会 支援課
〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄1831番地1
(沖縄県産業支援センター6階)
TEL:098-860-6150

○本島内商工会議所地区の方
那覇商工会議所 中小企業相談部
〒900-0015 沖縄県那覇市久茂地1丁目7番1号
琉球リース総合ビル6階(仮移転先)
TEL:098-868-3758

⑤事業承継税制について

①非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度

後継者である受贈者・相続人等が、円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度です。
一般措置と特例措置があります。比較は右の表のとおりです。

	一般措置	特例措置
事前の計画策定	不要	5年以内の特例承継計画の提出 (2018年4月1日～2023年3月31日まで)
適用期限	なし	10年以内の贈与・相続等 (2018年1月1日～2027年12月31日まで)
対象株数	総株式数の最大3分の2まで	全株式
納税猶予割合	贈与:100% 相続:80%	100%
承継パターン	複数の株主から1人の後継者	複数の株式から最大3人の後継者
雇用確保要件	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要	弾力化
経営環境変化に対応した免除	なし	あり
相続時精算課税の適用	60歳以上の者から20歳以上の推定相続人・孫への贈与	60歳以上の者から20歳以上の者への贈与

②個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の猶予制度

後継者である受贈者又は相続人等が、事業用の宅地等、建物、減価償却資産(以下「特定事業用資産」という。)を贈与又は相続等により取得し、経営承継円滑化法の認定を受けた場合には、その特定事業用資産に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと納税を猶予し、後継者の死亡等により、猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度です。

詳しい制度の詳細はこちら

制度の詳細、申請方法、マニュアル等、詳細については、以下のホームページからご確認ください。



中小企業庁HP

沖縄県の申請窓口

沖縄県 商工労働部 中小企業支援課
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
行政棟8階(北側)
TEL:098-866-2343 FAX:098-861-4661

中小機構は、円滑な事業承継の実現をサポートするため、様々な支援メニューで支援しております。

お問い合わせ先▶中小企業基盤整備機構沖縄事務所 〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター313-1 TEL:098-859-7566

人材育成(経営後継者研修)

中小企業が運営する「中小企業大学校」で、後継者を育成するための研修を実施しています。東京校で実施する「経営後継者研修」は約40年の歴史を有しております。また、中小企業大学校では、この他にも人材育成のための多彩な研修メニューで実施しております。(経営後継者研修)



事業承継計画作成支援

事業承継を実行するまでにやるべきことの「見える化」するための事業承継計画(骨子)を作成するためのサポート(専門家の派遣)します。(事業承継対策)



事業承継ファンド(中小企業成長支援ファンド)

後継者が不在、後継者候補の育成が必要な場合など、事業承継をする際にファンドから投資が受けられる方法があります。(中小機構 ファンドからの投資)



事業承継の準備、事例紹介

・第三者への引継ぎ事例(創業300年超の名門温泉旅館。歴史と従業員を県内成長企業に引き継ぐ)



・中小企業経営者のための事業承継対策(計画的な事業承継の準備のための冊子)



・事業価値を高める経営レポート作成マニュアル改訂版(自社の持つ経営資源(知的財産)の見える化をサポート)



その他

・小規模企業共済:小規模企業の経営者、役員、個人事業主の積み立てによる退職金制度



・経営セーフティ共済:取引先が倒産した際に、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防ぐための制度



沖縄県事業承継・引継ぎ支援センター

主 な 業 務 内 容

- 事業承継(親族内・従業員・第三者)に関するご相談
- M&Aマッチング支援(第三者)
- 事業承継計画策定支援(親族内・従業員)
- 経営者保証解除に向けた専門家支援など

親族内承継 アドバイス&サポート

円滑な事業承継のため事業承継計画策定等の支援を行います。

地域の支援機関、金融機関と連携し、「事業承継診断」等による事業承継の早期・計画的な準備の働きかけを行うとともに、「事業承継計画」策定支援を通じ、事業承継に関するお悩みや課題解決のサポートを行います。

POINT 1 専門家が課題を整理しながら今後の取り組みをアドバイスします。

「事業承継計画」策定支援

- 中小企業診断士や税理士等の外部専門家と連携し、「事業承継計画」策定の支援を無料で行います。

第三者承継支援 アドバイス&サポート

相談に対応するのは、中小企業診断士や金融機関のOBなどプロフェッショナル。
事業引継ぎや経営に対する経験を基に、最適な事業承継へ導きます。

POINT 1 経験豊富な事業引継ぎのプロが事業承継・引継ぎ支援センターに在籍

POINT 2 案件に合わせたアプローチでサポート



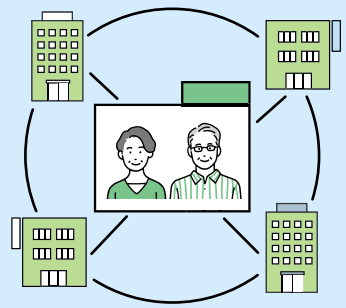
1 民間業者、金融機関につなぐ

「事業承継・引継ぎ支援センター」に登録された民間 M&A 仲介業者、金融機関等を紹介。紹介を受けた登録支援機関が、譲渡企業にマッチした譲受企業を紹介し、マッチング及び譲渡契約成約までを実施します。



2 マッチングを直接コーディネート

「事業承継・引継ぎ支援センター」が、中小企業の方の依頼にお応えして、譲渡の進め方のアドバイスや譲渡先の紹介、譲渡条件等のすり合わせの他、各種書類作成などに必要な専門家を紹介します。



3 後継者人材バンクを活用

「事業承継・引継ぎ支援センター」と商工会議所等の創業支援機関が連携し、後継者不在の企業と起業を希望する人材とのマッチングを行い、成約にいたるまで支援します。

経営者保証に関する支援

POINT 1 まず経営者保証コーディネーターが経営者保証に関するガイドラインの充足状況を確認します。その結果に基づき、今後の取り組みをアドバイスします。

1 事業承継に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則の適用

- 原則として、経営者・後継者の双方から二重には保証を求めないことになります。
- 例外的に、二重に保証を求めることが真に必要な場合には、その理由や保証が適用されていない場合の融資条件等について、金融機関が経営者・後継者の双方に十分に説明し、理解を得ることになります。

2 経営者保証解除に向けた、「経営者保証コーディネーター」による支援

- 解除要件となる「経営者保証に関するガイドライン」の充足状況の確認をします。
 - 経営者保証解除に向けた中小企業と金融機関との目線合わせなどをサポートします。
- ※経営者保証コーディネーターは、事業承継・引継ぎ支援センターに常駐し、相談対応します。

3 経営者保証を不要とする新たな信用保証制度「事業承継特別保証」

- 事業承継を条件として経営者保証を不要とする保証制度です。
- 既存の借入(個人保証あり)の本制度による借り換えも可能です。